

舞鶴協会への加盟について

(令和2年度 舞鶴バレーボール協会加盟団体届の提出について)

舞鶴バレーボール協会主催の競技会に参加する場合は、舞鶴協会に有効に加盟された競技者で構成されたチームであることが、参加資格となります。

別紙様式1「舞鶴バレーボール協会加盟団体届」に必要事項を記入の上、加盟料を添えて担当者に提出してください。

ただし、ソフトバレーボール競技会については、加盟団体届の提出がなくても参加することができます。

1 加盟団体届について

(1) 構成員は舞鶴市内に在勤、在住でない方も登録できます。在勤、在住ともに舞鶴市以外の方は登録用紙にその市町村名を記入してください。

(2) ママさんで構成されたチームもすべて一般登録扱いとなります。

○既婚女性又は30歳以上の未婚女性とします。

○構成員は舞鶴市在住とします。

○構成員でママさんチームに該当する競技者は○印を記入してください。

(3) 小学生で構成されたチーム

2 加盟費について 1チーム 2,000円(ただし、小学生は1,000円)

3 加盟手続について

(1) 提出書類 「舞鶴バレーボール協会加盟団体届」に必要事項を記入し、2部提出してください。(1部は加盟完了後チームに返送します。)
ただし、小学生は除く。

※様式は、舞鶴バレーボール協会ホームページからダウンロードすることもできますのでご利用ください。(ワードで入力することが可能です。)

◆検索サイト⇒「舞鶴バレーボール協会」と入力し「検索実行」

(2) 提出先 〒624-0913
舞鶴市字上安久4-3
長倉 範史朗 (携帯電話 090-1442-9215)

(3) 構成員の追加・抹消・訂正について

加盟完了後、構成員に変更がある場合は 別紙様式2
「舞鶴バレーボール協会加盟変更届」を2部担当者に提出してください。